

社会福祉法人恵徳会 介護福祉士実務者養成研修（通信課程） 学則

（設置目的）

第1条 介護福祉士国家試験の受験資格となる研修を通じて、介護福祉に関する専門的な知識・技術の習得を支援することにより、地域福祉の担い手を育成し、広く地域社会に貢献することを目的とする。

（名称）

第2条 本施設の名称は、「なの国ケアスクール 介護福祉士実務者養成研修(通信課程)」と称する。

（位置）

第3条 本施設は、「福岡県福岡市西区拾六町団地2番18号」特別養護老人ホームなの国内に置くものとする。

（修業年限）

第4条 修業年限は、原則6ヶ月とする。

但し、既に(介護職員初任者研修・訪問介護員2級研修・訪問介護員1級研修・介護職員基礎研修)を修了した者については、受講期間が1月以上あって、且つ修了基準を満たした場合には修了認定できるものとする。

（入所定員及び学級数）

第5条 入所定員は、1学級の定員を30名、学級数は1学級とし、総定員は30名とする。

（養成課程及び履修方法）

第6条 履修方法については、別表の通り通信学習並びに面接授業とする。

（履修免除）

第7条 既に第4条の但し書きに規定する研修を修了している者については、別表に定めるところにより履修を免除することができる。

（休業日）

第8条 休業日は次の通りとする。

- 一 日曜日・国民の祝日（ただし、校長が必要と認めた場合には、休業日を変更することがある。）
- 二 年末年始休業 12月31日～1月3日

(入所時期)

第9条 入所時期は、養成課程の開講日とする。

(入所資格)

第10条 入所資格は、本施設の面接授業を受講可能な範囲に居住する者であって、介護福祉士の資格取得を目指す者とする。

(入所手続)

第11条 入所手続は、本施設が定める受講申込書に、本人であることを証明できる書類（免許証の写等）及び介護に関する研修（訪問介護員1級及び2級課程、介護職員初任者研修並びに介護職員基礎研修課程に限る。）を修了している場合は修了証明書の写しを添付して行うものとする。

(入所者の選考)

第12条 入所者の選考は、受講申込書を受理した者の中から、前条の要件を満たすと認められる者につき入所決定する。ただし、養成課程の定員に達した時点において申込受付は終了とする。

(退学、休学及び復学)

第13条 退学しようとする者は、退学願を提出し、本施設長の許可を得るものとする。

- 2 受講者が疾病、就業先の業務の事情等止むを得ない理由により、継続して修学することが困難になった場合は、その理由を明らかにした休学願を提出し、本施設長の許可を得るものとする。
- 3 前項により休学が認められていた者が、復学しようとするときは、復学願を提出し、本施設長の許可を得るものとする。但し、休学の期間は最長1年までとし、これを超える場合は退学しなければならない。

(通信学習の実施・評価)

第14条 通信形式による研修は、次に定める方法により実施する。

(1) 学習方法

受講生は当研修で提供される添削問題をテキストに沿って自己学習し、当研修の定める期日までに解答を郵送・提出しなければならない。科目ごとに1回以上テキストに則った課題を賦課し、その添削を行うことにより、「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」に定める到達目標の修得状況を確認する。

(2) 評価方法

解答用紙を添削し、理解度の高い順にA・B・C・Dの区分で評価する。

なお、不合格となった科目については、再提出、添削等を実施し、基準に達するまで再評価を行う。

(医療的ケア以外の科目)

A : 90 点以上 B : 80～89 点 C : 70～79 点 D : 69 点以下

評価 A・B・C は合格、評価 D は不合格とする。

(医療的ケア)

合格 : 90 点以上 不合格 : 89 点以下

(3) 個別学習への対応方法

自宅での個別学習による質疑応答等には、事務局が電話、FAX、メールなどで対応した後、科目を担当する講師へ連絡し、担当講師より受講者へ指導を行う。

(面接授業の実施方法)

第 15 条 面接授業は次の方法で実施する。

- (1) 面接授業は指定された日に第 3 条に定める研修会場にて行う。
出席を確認するため、受講者は印鑑を持参し、毎回出席簿に押印する。
- (2) 面接授業に出席するためには、本施設の定める期日までに通信学習のうち必要な科目を修了していることを条件とする。
- (3) 面接授業を行うにあたり、妊娠中、感染症、又はその疑いがある者は授業の実施期を変更することができる。
- (4) 面接授業出席時間数が 3 分の 2 以上の者について、指導教員の報告に基づき、総合的に成績を評価する。
- (5) 欠席者取扱いについて

面接授業の場合において、授業開始から 15 分以上遅れた場合は欠席とする。

また、やむを得ず欠席する場合は、欠席届を提出するものとする。欠席した場合は補講を受講しなければならない。なお、面接授業を 3 分の 2 以上の出席に達しない者及び医療的ケアの演習の所定回数を満たしていない者は、履修認定しないものとする。

(修了認定方法)

第 16 条 研修修了の認定方法は下記のとおりとする。

- ① 受講料等を全額支払っていること
- ② 通信学習は、期日までに課題を提出し、医療的ケア以外の科目については全て 70 点以上、医療的ケアについては 90 点以上をとること
- ③ 面接授業は、演習中レポート及び実技の修得状況・理解、受講態度を総合的に評価し、判断する。評価基準は、A : 90 点以上 B : 80～89 点 C : 70～79 点 D : 69 点以下の 4 段階で評価し、70 点以上の評価の受講者が修了者として認められる。
- ④ 医療的ケア(演習)の評価については、厚生労働省通知「喀痰吸引等研修実施要綱」

に準じて評価し、一定の基準に達すること。

- ⑤ 面接授業及び医療的ケア(演習)で不合格の場合は、追試又は別途補講を設けて合格に達するまで再評価を行う。

(修了証明書の交付)

第 17 条 修了証明書は、受講者が全科目を履修し、修了評価による研修修了者の認定を受けた場合に交付するものとする。

(受講料)

第 18 条 受講者のこれまでの介護に関する研修の受講状況に応じて次の通りとする。

取得資格名	受講料 (消費税込)	テキスト代 (消費税込)
無資格者	103,240 円	13,824 円
介護職員初任者研修修了者	83,240 円	13,824 円
訪問介護員 2 級課程修了者	83,240 円	13,824 円
訪問介護員 1 級課程修了者	53,240 円	5,184 円
介護職員基礎研修修了者	33,240 円	3,024 円

- 2 既に納入された受講料については、原則として返還しない。

(補 講)

第 19 条 面接授業を欠席した場合は、有料にて補講を受講することにより出席したものみなす。

- 2 有料にて補講を受講する場合は、介護過程Ⅲについては 1 講義 (1 時間) 1,500 円、医療的ケアについては 1 講義 (1 時間) 2,000 円とする。

(教職員の組織)

第 20 条 本施設に、施設長、教務主任、専任教員、介護過程Ⅲ担当教員、医療的ケア担当教員及びその他必要な教職員、事務職員をおく。

(賞 罰)

第 21 条 受講者が次の各号に該当した場合は、懲戒、停学又は退学処分をすることができる。

- 一 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- 二 研修の秩序を乱し、受講生として本分に反した者

(情報開示)

第 22 条 以下の情報開示に関する事項についてはホームページにて開示。

1 設置者に関する情報

- 一 設置者の法人種別、名称並びに主たる事務所の所在地及び連絡先
- 二 法人の代表者氏名
- 三 実務者養成施設等以外の実施事業
- 四 財務諸表

2 実務者養成施設等に関する情報

- 一 実務者養成施設等の名称、住所及び連絡先
- 二 実務者養成施設等の代表者の氏名
- 三 実務者養成施設等の開設年月日
- 四 学則等
- 五 実務者養成施設等の研修施設等の設備の概要

3 養成課程に関する情報

- 一 養成課程のスケジュール（期間、日程、時間数）
- 二 定員
- 三 入所までの流れ（募集、申込、資料請求先）
- 四 費用
- 五 科目ごとのシラバス
- 六 教員数、科目ごとの担当教員名（教員の氏名、略歴、保有資格）
- 七 使用する教材
- 八 通信課程における面接授業の実施地域

4 実績に関する情報

- 一 卒業者の延べ人数

5 その他の情報

- 一 その他、入所者又は入所希望者の選択に資する情報

（最少催行人数）

第 23 条 この研修の最少催行人数は10名とし、それ以下の場合は中止とする。この場合の受講料は、全額返還する。

（その他の事項）

第 24 条 この学則に定めがない事項で必要があると認められるときは、施設長が別にそれを定める。

（附則）

この学則は、令和元年6月1日から施行する。